



2013年12月25日 第2014-13号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 産業・業種グループ

TEL 03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

2014年1月14日(火)より

連合が「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」を開設

平成26年4月1日の消費税引上げに伴い、平成25年10月1日より「消費税転嫁対策特別措置法」施行されています。この法律は、平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等を禁止する事が中心となっています。

消費税転嫁対策特別措置法（一部）

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。

運用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売業者	大規模小売業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜き価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

これに伴い連合は、2014年1月14日(火)より消費税の価格転嫁拒否等の行為について連合が関係機関へ通報する仕組み(消費税価格転嫁拒否通報ホットライン(略称:「価格転嫁ホットライン」))を設置します。消費税の価格転嫁拒否にあったら連合にご連絡下さい。

連合 価格転嫁ホットライン 電話番号 03-5295-0514

尚、ご不明な点、ご相談が有る場合にはJAM産業・業種グループ 03-5860-6150 までお問い合わせ下さい。